鹿屋市乳児等のための支援給付に関する規則をここに公布する。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

鹿屋市規則第　40　号

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市乳児等のための支援給付に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、乳児等のための支援給付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法、令及び府令において使用する用語の例による。

（認定の申請等）

第３条　支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、法第30条の15第１項の規定により、府令第28条の22第１項各号に掲げる事項を記載した乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、特定乳児等通園支援事業者（法第54条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して提出することができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、関係市町村との連携に努めるとともに、前項の規定により第１項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、当該申請書を提出した保護者の居住地の市町村に当該申請書を送付しなければならない。

（認定証の交付）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合において、法第30条の15第１項の規定による認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を行ったときは、法第30条の15第３項の規定により、府令第28条の24各号に掲げる事項を記載した乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記第２号様式。以下「認定証」という。）を当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に交付するものとする。

２　前条第２項の規定により特定乳児等通園支援事業者を経由して申請書が提出された場合における認定証の交付は、当該申請の際に経由した特定乳児等通園支援

事業者を経由して行うことができる。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第５条　市長は、法第30条の18第１項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、その旨を乳児等のための支援給付認定取消通知書（別記第３号様式）により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

２　前項の場合において、市長は、次に掲げる事項を併せて通知し、認定証の返還を求めるものとする。ただし、乳児等支援給付認定保護者の認定証が既に市長に提出されているときは、この限りでない。

(1) 認定証を返還する必要がある旨

(2) 認定証の返還先及び返還期限

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第６条　乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、府令第28条の22第１項各号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）を変更する必要が生じたときは、速やかに、認定証を添えて、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（別記第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出には、届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第７条　市長は、認定証を破り、汚し、又は失った乳児等支援給付認定保護者から、乳児等支援給付認定の有効期間内において、認定証の再交付の申請があったときは、認定証を交付するものとする。

２　前項の申請をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

３　認定証を破り、又は汚した場合の第１項の申請には、前項の申請書に、その認定証を添付しなければならない。

４　認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、速やかにこれを

市長に返還しなければならない。

（法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

第８条　府令第28条の28第２号に該当する満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第１条に規定する施設を利用するに至ったときは、企業主導型保育事業利用報告書（別記第６号様式）を市長に提出しなければならない。

２　府令第28条の28第２号に該当する満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、当該小学校就学前子どもが令第１条に規定する施設の利用をやめようとするときは、企業主導型保育事業利用終了報告書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

３　前２項の書類は、当該小学校就学前子どもが現に利用している令第１条に規定する施設を経由して提出することができる。

４　府令第28条の28第２号に該当する満３歳未満の小学校就学前子どもの保護者は、府令第28条の14第１項又は第２項の規定による書類の提出をしたときは、第１項又は第２項の規定による書類の提出をすることを要しない。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規則に基づく乳児等のための支援給付に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記
第1号様式(第3条関係)

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

蒲原市長　　様

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び住等情報、申請者等の情報(番号法第19条第8号に規定する特定個人情報をいう。)等を利用することに同意します。
	□ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、国保中央会から申請者及び申請児童に係る情報(番号法第19条第8号に規定する特定個人情報をいう。)の公的給付支給等口座登録制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	□ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	前年1月1日時点の住所	□現住所と同じ □現住所と異なる	〒					
	電話番号		メールアドレス					
負担軽減の申請	□有　□無	※住民税課税を受給している場合、市町村民税の世帯割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が必要と認めた世帯である場合は「有」にチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、日帰会員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税非課税証明書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	□有　□無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	□有　□無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	□有　□無					
	フリガナ		生年月日		児童との続柄		
	氏名						
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒				
	電話番号		メールアドレス				

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数							
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	1 障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	1 その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	2 障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	2 その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				
	フリガナ		生年月日		性別			
	氏名							
	現住所	□申請者と同じ □申請者と異なる	〒		申請者(保護者)との続柄			
	3 障害等の有無	□有　□無	添付書類	□身体障害者手帳 □障害児通所給付費等の受給者証 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □特別児童扶養手当 □その他				
	3 その他配慮すべき事項の有無	□有　□無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:　　) □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:　　) □添付あり　／　□添付無し □その他(具体的に記載:　　)				

第２号様式（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長　　㊞

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年　　月　　日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年　　月　　日
有効期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年　　月　　日

障害児加算	
医療的ケア児加算等	
要支援家庭児加算	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から６月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。

第３号様式（第５条関係）

年　　月　　日

様

鹿屋市長　　㊞

乳児等のための支援給付認定取消通知書

乳児等のための支援給付認定について、次のとおり認定を取り消したので通知します。

記

認定子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	年　　月　　日
取消年月日		年　　月　　日
取消理由		

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に鹿屋市長に対し審査請求をすることができます。

２　この処分の取消を求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

第４号様式（第６条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ﾛｸﾞｲﾝID（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	
保護者名		生年月日	年　　月　　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	□　氏　　□　住所　　□　電話番号　　□　その他

変更内容	□　変更前の氏　　（　　） □　変更前の住所　　（　　） □　変更前の電話番号　（　　） □　その他変更事項　　（　　）

変更理由	□　婚姻等　　□　引越し　　□　その他（　　）

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

届出者氏名

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書

次のとおり、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）の再交付について申請いたします。

フリガナ		ﾛｸﾞｲﾝID（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）	
保護者名		生年月日	年　　月　　日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	
フリガナ		生年月日	年　　月　　日生
氏名		保護者との続柄	

以下に、申請の理由を記載します。

申請理由	□　損傷　　□　紛失　　□　その他（　　）

第６号様式（第８条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

企業主導型保育事業利用報告書

私は、子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を開始したので、居住地である鹿屋市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名				自宅 携帯 勤務先	
			生年月日	年　月　日		
子ども	フリガナ		居住地 保護者と異なる場合のみ記載	〒	上記保護者との続柄	
	氏名					
			生年月日	年　月　日		

利用している子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　　℡　　（　）
施設名			
		利用開始日	年　月　日

第７号様式（第８条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

企業主導型保育事業利用終了報告書

私は、子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了するので、居住地である鹿屋市に報告します。

保護者	フリガナ		居住地	〒	連絡先	
	氏名				自宅 携帯 勤務先	
			生年月日	年　月　日		
子ども	フリガナ		居住地 保護者と異なる場合のみ記載	〒	上記保護者との続柄	
	氏名					
			生年月日	年　月　日		

利用を終了する子ども・子育て支援法第７条第10項第４号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

フリガナ		所在地	〒　－　　℡　　（　）
施設名			
		利用終了日	年　月　日